

事業者各位

契約管財課長

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

技能労働者の賃金引上げや処遇改善を目的に、国において「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定されました。この決定により、新労務単価及び新技術者単価は「令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）及び「令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）と比べ上昇していることから、葛飾区においても、新労務単価又は新技術者単価を適用して工事又は設計等委託の積算を行うことといたしました。

受注者の皆様におかれましては、単価改正の趣旨をご理解いただき、下請企業と締結する契約金額の見直しや技能労働者への賃金引き上げ等について、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、令和 6 年度中に発注予定の工事又は設計等委託の中には、旧労務単価又は旧技術者単価を用いて積算しているものが一部あるため、これらについては、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう特例措置を設けることとします。

## 1 対象案件

契約締結日が令和 7 年 3 月 1 日以降の工事（修繕・業務委託案件を含む）又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価による積算基準を適用して予定価格を積算しているもの

## 2 特例措置の内容

工事の受注者は、工事請負契約約款第 57 条等の規定により旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を、設計等委託の受注者は、設計等委託約款第 46 条の規定により旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を、それぞれ請求すること

ができる。

### 3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P \textcircled{\text{㊦}} \times k$$

$P \textcircled{\text{㊦}}$  : 新労務単価又は新技術者単価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

### 4 請求期限

2による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末の15日前（土曜日、日曜日、祝日を除く）までとする。

### 5 その他

本特例措置を適用する工事又は設計等委託の受注者においては、特例措置の趣旨をご理解いただき、下請企業との間で既に締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金引き上げ等について適切に対応すること。